



もうい忘れが
ないように
チェックしてね

まいづる福祉人材未来プロジェクト
PRキャラクター 未来さん

令和7年度版

奨励金 支給対象判定 フローチャート

いいえ

▶ スタート ◀

令和7年4月1日以降に介護事業所等に介護職員等として
新たに就職した（2年以上勤務する意思がある）

はい

就職日から約3ヶ月以内に舞鶴市外から転入した
または
舞鶴市外から転入して約6ヶ月以内に就職した

はい

常勤職員である

いいえ

いいえ

はい

転入奨励金



の支給対象となる
可能性が
あります！

さらに…

就職した事業所は
訪問介護事業所である

いいえ

はい

週12時間以上勤務している

はい

いいえ

訪問介護職員等 就労奨励金



の支給対象となる
可能性があります！

さらに
常勤職員の方は…

以前にも介護職員として
1年以上勤務したことがあり
1年以上ぶりに就職した

はい

いいえ

常勤職員である

常勤職員である

いいえ

復職奨励金



の支給対象となる
可能性が
あります！

さらに…

6ヶ月以上勤務を継続すると
継続就労奨励金

の支給対象となる
可能性があります！

いいえ

残念ながら、今回の奨励金・給付金については対象外となります



ネコのマークがついた奨励金は、重複して受け取ることができません！